

東久留米市立公園条例の制定について

1. 概要

現行の「東久留米市都市公園条例」では、東久留米市内にある都市公園の管理等についての必要な事項を定めているが、指定管理者制度や Park-PFI(公募設置管理制度)といった民間資金・民間活力の導入をすることができない仕組みとなっている。また、子供の広場や児童遊園等の施設は、都市公園条例と異なる規定によってそれぞれ管理されているため、事務の煩雑化に加え、制限や使用料等が異なり、利用者にとってわかりづらい状況となっている。

これらの課題に対応するため、現行の「東久留米市都市公園条例」と「東久留米市立児童遊園条例」を廃止し、新たに「東久留米市立公園条例」を制定する。

2. 現行公園条例からの主な変更点

- ① 子供の広場や児童遊園等を廃止し、「東久留米市立公園条例」として一元管理
- ② 指定管理者に関する規定の整備
- ③ Park-PFI(公募設置管理制度)に関する規定の整備
- ④ その他管理に必要な規定の整備

3. 施行予定日

令和8年4月1日

4. パブリックコメントの実施結果

実施期間:令和7年12月17日(水曜日)から令和8年1月13日(火曜日)まで

提出された意見の数:0件

5. その他

子供の広場、児童遊園等、既に「東久留米市行政財産使用料条例」に基づき使用料等を徴収している占有物件等については、東久留米市立公園条例に基づく使用料等の規定を令和9年4月1日から適用する。